令和２年度第２回四街道市住居表示審議会　会議次第

日　時：令和３年１月１４日（木）
午前１１時００分から
場　所：四街道市文化センター
会議室２０６号室

１．開会

２．会長挨拶

３．市長挨拶

４．議題

（１）住居表示実施に伴う町名町界の変更について（諮問）

（２）住民説明会の開催結果について（報告）

（３）住居表示実施に伴う町名町界の変更について

５．その他

６．閉会

令和２年度第２回　四街道市住居表示審議会

令和３年１月１４日

諮問第１号

（写）

市の区域内における字の区域及び名称の変更について

本市内の一部の区域及び名称を別図に示すとおり変更する。

令和３年１月１４日

四街道市長　佐渡　斉

諮問理由

本案は、字の区域及び名称を変更し、併せて住居表示を実施したいので、地方自治法第２６０条第１項の規定により市議会の議決を経るため、あらかじめ諮問するものであります。

１．住居表示実施に伴う町名町界の変更について（諮問）（２）

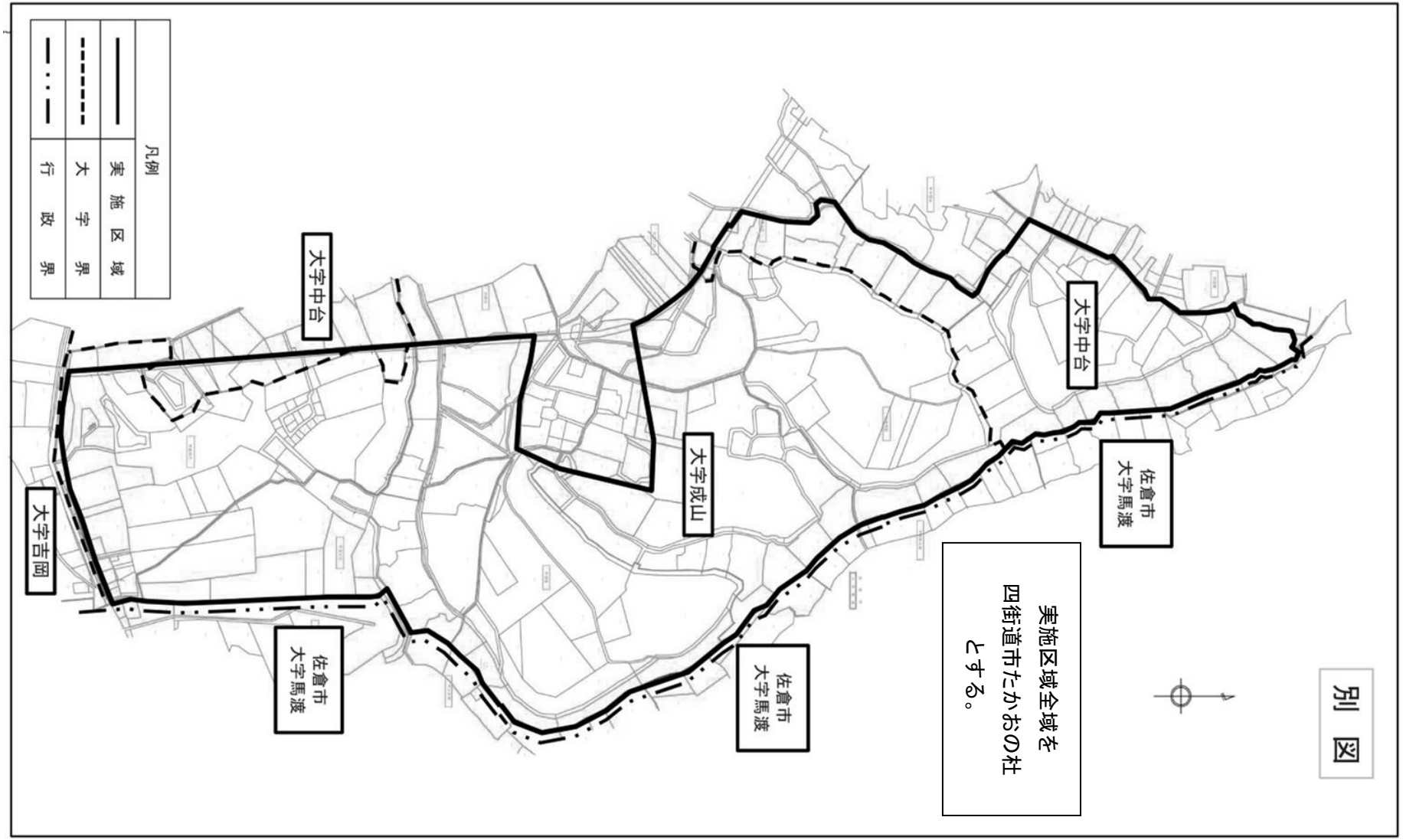

２．住民説明会の開催結果について（報告）（１）

区域内の全地番について住民基本台帳の閲覧を実施し、令和２年１１月２７日時点で区域内に住民票を持つ世帯を、４世帯１１名と確定しました。

そのうえで、次のとおり戸別に、成台中土地区画整理組合事務所を会場として、住民説明会を実施しました。

世帯Ａ及び世帯Ｂ	令和２年１２月１９日（土）１３時より１４時
世帯Ｃ	令和２年１２月２１日（月）１３時より１４時
世帯Ｄ	令和２年１２月２２日（火）１０時より１１時

２．住民説明会の開催結果について（報告）（２）

住民説明会においては、次の内容について説明を実施しました。

1. 住居表示制度の概要について
2. 住居表示実施までの流れについて
3. 今回住居表示を実施する区域の範囲について
4. 今回住居表示を実施する区域の土地利用計画について
5. 新町名案を『たかおの杜』とし、丁目を設けないことについて
6. 街区符号（番）と住居番号（号）の設定方法について
7. 住所の表示が変更となることに伴い、必要となる手続きの概略について
   - 市において自動的に住所変更などがなされる手続きと、自身において住所変更が必要となる手続きについて

２．住民説明会の開催結果について（報告）（３）

住民説明会実施の結果は、次のとおりでした。

（４世帯共通）

1. 自身の住居が住居表示実施区域に含まれることについて、ご理解をいただくことができました。
2. 新町名案『たかおの杜』について、好意的なご意見をいただきました。
3. 住所の表示が変更となることに伴い必要となる手続きについて、その概略について説明を行いました。各種手続きに関する詳細については、自治振興課において調査・調整を進め、最終的にはパンフレットを作成し、令和３年１２月頃に各戸へ改めてお配りすることでご了解をいただきました。

２．住民説明会の開催結果について（報告）（４）

住民説明会において次のとおりご質問があり、回答いたしました。

（質問１）旧住所に宛てられた郵便物は、いつ頃まで届きますか。

（回答１）概ね１年間程度は配達されます。また、住所の変更をお知らせするための無料のハガキを郵便局様において作成いただく予定となっていますので、旧住所に宛てて郵便が届く都度、相手方に住所変更のお知らせをお願いします。

（質問２）各種の利用者登録、会員登録などに対する住所変更手続きは、事前に行うことができますか。

（回答２）住居表示実施期日以降でなければ行うことはできません。法律に基づく市長の告示に、住居表示実施期日が令和４年１月３１日と明示される見通しとなっています。